

議員派遣（案）

令和7年3月27日

地方自治法第100条第13項及び舞鶴市議会会議規則第167条第1項の規定により、
下記のとおり議員を派遣する。

記

1 議会報告会

- (1) 派遣期日 令和7年4月8日（火）
- (2) 派遣場所 舞鶴市役所本館4階
- (3) 派遣目的 議会報告会に参加するため
- (4) 派遣議員 上羽和幸 川口孝文 肝付隆治 小西洋一
高橋秀策 野瀬貴則 山本治兵衛

2 市民と議会のわがまちトーク

- (1) 派遣期日 令和7年4月26日（土）、27日（日）
- (2) 派遣場所 舞鶴市役所本館4階
- (3) 派遣目的 市民と議会のわがまちトークに参加するため
- (4) 派遣議員 4月26日（土）
伊田悦子 今西克己 上野修身 上羽和幸
尾関善之 肝付隆治 高橋秀策 谷川眞司
仲井玲子 野瀬貴則 福本明日香 眞下隆史
松田弘幸 水嶋一明
4月27日（日）
川口孝文 肝付隆治 小杉悦子 小谷繁雄
小西洋一 杉島久敏 田畑篤子 西村正之
野瀬貴則 廣瀬 昇 眞下弘明 南 正弘
山本治兵衛